

豊島区教育委員会の教育目標

教育は、普遍的かつ個性的な文化を創造し、豊かな社会の実現を目指し、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として自主的精神に満ちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人、豊島区民となることを期して行わなければならない。

同時に、教育は社会の変化に対応し、絶えずその在り方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成することが、重要になっている。

豊島区教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒（以下、「子供たち」という）が知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、豊かな環境の中で、子供たちが、生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するよう関係機関との一層の連携を図る。

さらに、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

(令和元年 12月 25日 豊島区教育委員会決定)

令和3年度 豊島区教育委員会の基本方針

令和2年12月24日

豊島区教育委員会決定

豊島区教育委員会は、先に述べた教育目標の達成のために、以下の基本方針を定める。

1 人権教育及び人間教育の推進

- (1) 人権尊重の理念を広く定着させ、女性、子供、高齢者、障害者、外国人などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、差別意識の解消を図る教育を推進する。
- (2) 豊かな体験活動等を通して、子供たちが生命や自然の大切さ、他者と協働することの重要性などを実感できるようにするとともに、「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

また、道徳性の芽生えとなる幼児期においては、体験を重ねる中で人格形成の基礎を培う教育を充実し、発達段階に応じた連続性をもとに、道徳性の育成を図る。

- (3) 「いじめ防止対策推進法」に則り、「豊島区いじめ防止対策推進条例」、「同基本方針」を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」において、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等を組織的に行うとともに、いじめ根絶に向けて、互いに認め合い共に学び合える学校づくりを推進する。

また、不登校児童・生徒に対して、要因の解消に努めるとともに、様々な支援方策を活用した社会的自立への支援を行う。

- (4) 子供たちが、進んで思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会の一員としての自覚を高め、自ら社会に貢献しようとする社会性の涵養を図る。
- (5) 「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づき、子供の権利の普及・啓発活動をはじめ、子供の参加促進や相談機能の充実を図る。
- (6) SDGs の理念に基づき、環境負荷の少ない持続発展が可能な社会を目指し、環境に対する関心を高めるとともに、人間としての生き方を育む教育を推進する。

2 確かな学力の定着と豊かな個性の伸長

- (1) 「確かな学力」の育成の基盤となる学級経営を充実させ、子供一人一人の個性や能力を伸ばし、多様な人々との協働を促す。

また、家庭との連携を図りながら、子供の基本的な生活習慣、学習習慣、読書習慣の確立を図る。

- (2) 各教科等の指導に当たって、知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を目指し、児童・生徒の主体的・対話的で

深い学びの実現に向けた授業改善に努める。

- (3) 「学び方」を学ばせる授業の工夫や補習支援チューターの活用により、児童・生徒に主体的に学習に取り組む方法や態度を育成する。
- (4) 学習状況に関する調査や心理検査等の結果、授業改善推進プランを分析し、子供の資質や能力の伸長を図る。
- (5) 子供の特性や習熟の程度に応じた学習を通して個に応じた教育を展開し、豊かな個性や創造性の育成を図る。
- (6) 適正な教育課程を実施するとともに、土曜授業等を活用して授業時数を確保し、確かな学力の定着を図る。
- (7) 生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期となる幼児教育の在り方について、子供の発達や学びの連続性を保障するため、異校種間の交流や幼・保、小中一貫教育連携プログラムの拡充、幼稚園・保育園でのアプローチカリキュラム及び小学校入学後のスタートカリキュラムにより、幼・保、小・中学校の円滑な接続を図る。
- (8) 将来子供たちが直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、発達の段階に応じたキャリア教育の充実を図るとともに、ボランティア活動を推進し、望ましい勤労観・職業観を育む。
- (9) 障害のある子供たちが将来の自立と社会参加を実現できるよう、教育的支援を図るという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善する。

また、知的障害固定学級や情緒障害固定学級及び特別支援教室の巡回指導における指導を充実し、一人一人の能力を最大限に伸長する特別支援教育を一層推進する。

さらに、就学相談や交流及び共同学習の拡充を図り、障害のある子供と障害のない子供が、共に活動する機会を設けるとともに、可能な限り、共に学ぶ環境整備を推進する。

- (10) 子供たちが将来、国際社会に生きる日本人として活躍できるよう、コミュニケーション能力を高め、幼稚園における英語遊び、小・中学校における外国語活動、外国語科の充実を図る。

また、外国の言語や文化に触れたり、自国の文化や歴史を発信したりする機会を拡充する。

- (11) 教育の質の向上と学ぶ権利を保障するため、一人1台タブレット環境を効果的に活用した学習活動を実施するとともに、発達段階に応じたICT活用能力や情報モラルの育成を図る。また、プログラミング教育については、各教科等に関連した学習を計画的に実践する。
- (12) 総合的な学習の時間、校外学習や学校行事等を通して、課題を見出し、その改善、解消に向け、より良い集団や学級生活、人間関係を築く力などを高める。

また、その中で交流する様々な人々、自然や歴史、文化、産業等への興味・関心

を高める。

3 家庭・地域との連携・協働と学校経営の改革の推進

- (1) 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標をもち、社会と連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。
- (2) 教科等や学年を超えて学校全体で「カリキュラム・マネジメント」を推進するとともに、地域の教育力を生かした特色ある学校づくりに努める。
- (3) 教員の資質・能力の育成と学級経営や授業力の向上を図るため、職層に応じた教員研修を充実させる。

また、秋田県能代市との教育連携や研究推進校、研究開発指定校における研究成果を共有し、学校、教育委員会が連携して人材育成を推進する。

- (4) 学校管理職においては、教育に対する区民の期待や地域の実態を理解し、多様な教育課題に対応できるよう、学校経営力の向上に努める。
- (5) 体罰は暴力であるとの認識の下、全校・園を挙げて体罰を根絶し、子供、家庭、地域に信頼される学校づくりを推進する。
- (6) 日常的に子供の状況を把握し、虐待の予防・防止、早期発見に努めるとともに、子供の保護・自立支援に関して関係機関と緊密な協力を行う。
- (7) 放課後、教育活動に支障がない範囲で、学校施設を子どもスキップ事業等として活用するとともに、緊急時においては、学校と子どもスキップとの連携を強め、一元的に安全管理を行う。
- (8) 教員一人一人の心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備するため、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づいた対策を着実に実施して、学校における働き方改革を推進する。
- (9) 学校における ICT 環境を整備し、積極的に外部の専門家等の支援を活用するなど、校務の効率化や教員の ICT 活用指導力の向上を図る。
- (10) 保護者のニーズに応えた預かり保育や子育て相談等を充実し、保護者、地域から一層信頼される幼稚園経営を推進する。
また、区立幼稚園の認定こども園化を目指し、3歳以下の保育のあり方について検討・準備を進める。
- (11) 区民の学校教育への理解を深めるために、「教育だより豊島」、広報紙及びホームページ、一人1台タブレット環境を活用して積極的に教育情報を発信する。また、子供と家庭を中心とした地域連携ネットワークを構築し、支援の必要な子供と家庭に対して、協働による支援を推進する。
- (12) 土曜公開授業や学校参観週間、学校運営連絡協議会、学校経営方針に基づく教育活動などの成果を評価・検証して、学校評価を通じた保護者・地域との連携・協力

を促進する。

- (13) 豊島区コミュニティースクールモデル事業を検証し、地域の力を学校運営に生かした地域とともにある学校づくりを推進する。

4 安全・安心な学校づくりと教育環境の充実

- (1) 豊島区が認証取得したセーフコミュニティの取組と連携して、全校・園において安全・安心な学校と園づくりを推進する。

また、中学校ブロック1校以上のインターナショナルセーフスクール認証の取得を通して、インターナショナルセーフスクールの特色を活かした安全教育を行う。

- (2) 子供が、自ら自然災害や交通事故、犯罪等の様々な危険を予測し、回避することができる力を高める。

また、学校・地域の防災訓練や災害時のボランティア活動に積極的に参加し、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力の育成を図るとともに、地域と連携した学校安全体制を確立する。

- (3) 小学校通学路及び、全校・園の敷地内に防犯カメラを設置することにより、通学路内の安全対策、学校・園における不審者侵入の抑止や初期対応などの安全管理を確保する。

- (4) 「(仮称)豊島区学校施設の長寿命化計画」に基づいた学校改築と長寿命化改修を進める。

老朽した施設の延命と教育環境の向上を目指し、長寿命化改修や多様な学習活動を実現する環境整備、避難拠点としての防災機能の充実など、地域のシンボルとなる持続可能な学校改築に取り組むとともに、各学校施設間の公平性を図る。

- (5) 「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、食物アレルギー対策についての組織的な体制をつくり、事故予防の取組と事故発生時の適切な緊急対応の徹底を図る。

5 文化・スポーツ・健康に関する教育の推進

- (1) 「豊島区子ども読書活動推進計画」に基づき、全校に配置した学校図書館司書と連携し、学校図書館における図書館資料の充実及び活性化を推進する。

また、学習情報センターとしての機能を充実させ、全校に配置した学校図書館司書及び学校図書館システムやタブレット等を有効に活用して児童・生徒の主体的な学習活動を支援する。

- (2) 「豊島ふるさと学習プログラム」を推進し、トキワ荘マンガミュージアムやイケサンパークをはじめとする区の施設なども有効活用して、地域の環境、歴史や文化、芸術を学び、郷土を愛する心を育てる。

- (3) 子供たちの健康・体力づくりを推進するため、関係機関と連携し、体育・健康教

育や、日常的な運動、運動部活動の充実を図る。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やオリンピック・パラリンピック教育の成果を活かし、子供たちへのレガシーを創る。

- (4) 「豊島区がん対策推進条例」及び「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」の趣旨を踏まえ、がんの仕組みや予防・歯と口腔の衛生に関する正しい知識と生活習慣の習得を図るなど、健康教育を推進する。
- (5) 学校給食を学習教材として活用し、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化等の食育の一層の推進を図る。
- (6) 「学校の新しい生活様式」に基づいた、衛生管理を徹底するとともに、幼児・児童・生徒、教職員の感染症対策を講じ、持続的な学校・園運営を行う。
- (7) 子供たちの放課後の安全・安心な活動拠点を設け、子供たちが、スポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動に取り組むことができるよう支援する。
- (8) 子供たちが、伝統と文化を尊重し、郷土への愛着を深めるよう、有形・無形文化財、埋蔵文化財などを活用した学習を支援する。